

## 資料 4

### 市町村交通安全計画の概要

#### 1 市町村交通安全計画について

交通安全対策基本法に基づき策定される計画であり、市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱について定めることとされている。

参考 ※交通安全対策基本法 第二十六条第三項

市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

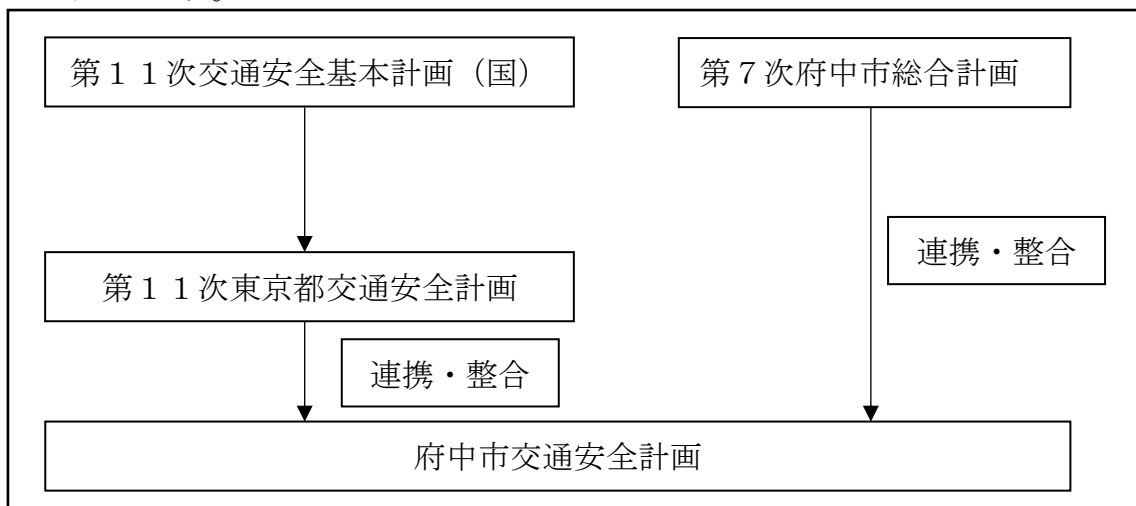
#### 2 計画の位置づけ

##### (1) 市関連計画との位置づけ

本計画は、「第7次府中市総合計画」を上位計画とし、交通安全施策に関する個別計画として策定します。また、関連する計画との連携・整合を図ります。

##### (2) 国や都の交通安全計画との位置づけ

本計画は、国の第11次交通安全基本計画及び、都の第11次交通安全計画を上位計画とし、府中市内の交通安全に関する計画として策定します。



### 3 計画期間

計画期間は、上位計画である国や都の計画期間が5年であることや、令和3年度に改訂したことを踏まえ、令和5年度から令和12年度までの8年間とし、その後は国や都の計画と合わせて5年とします。

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
国 計画	→			→					
都 計画	→			→					
市 計画	→								

令和8年度改訂（国・都）

令和13年度改訂（国・都・市）